

# 双葉地域における中核的病院整備基本・実施設計業務委託 公募型プロポーザル募集要領

## 1 目的

平成 23 年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震及び東京電力福島第一原子力発電所事故による災害により、平成 23 年 4 月に統合を予定していた県立大野病院、双葉厚生病院をはじめ双葉地域の多くの医療機関が休止を余儀なくされました。

その後、県立大野病院においては、令和 2 年 3 月に病院敷地を含む区域の避難指示が解除されるなど、復興のステージが進み、地元を含めた周辺自治体からは、大野病院再開の期待が高まりました。

そこで、県は、原子力災害により休止している県立大野病院の後継病院として双葉地域の中核となる病院のあり方等を検討するため、「双葉地域における中核的病院のあり方検討会議」を令和 4 年 8 月に設置し、新たな医療機関のあり方について議論を重ね、令和 5 年 11 月、双葉地域の医療提供体制の中核を担うとともに、地域の発展に貢献し、医療従事者にも魅力ある病院を目指す「双葉地域における中核的病院整備基本構想」を策定しました。

また、当該病院の経営形態については、病院の整備目的に沿い、双葉地域における医師の安定的な確保や地域の原子力災害医療の対応等に最も適している福島県立医科大学に、同大学の附属病院化について令和 6 年 7 月に協議の申し入れを行い、同年 12 月に県に対して附属病院化受託の回答があったことから、県として附属病院化の方針決定を行いました。

基本構想や附属病院化の方針を踏まえ、県は、令和 7 年 3 月に帰還者や移住者等の増加に伴い医療需要が増加している双葉地域において幅広い医療ニーズに対応する「双葉地域における中核的病院整備基本計画」を策定しました。

こうした中、双葉地域における中核的病院整備基本・実施設計業務委託の設計者選定に当たっては、新施設に求められる機能を十分に理解し、設計に反映できる優れた技術力や創造力を有する設計者を広く募集する必要があることから、公募型プロポーザルを実施します。

## 2 業務の名称

双葉地域における中核的病院整備基本・実施設計業務委託

## 3 設計者選定方式

公募型プロポーザル

## 4 主催及び事務局

(1) 主 催 福島県

(2) 事務局 福島県病院局病院経営課

## 5 事業の概要

- (1) 施設名称 双葉地域における中核的病院（仮称）
- (2) 主要用途 病院（医療法第1条の5第1項）
- (3) 建設地 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野98番1
  - ・福島県立大野病院敷地内
  - ・土地所有者 福島県

### (4) 施設計画

- ①施設構成 病院（250床前後）
- ②診療科 20科想定（内科（循環器、消化器、糖尿病、呼吸器）、総合診療科、外科、整形外科、脳神経外科、救急科、眼科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科、産婦人科、小児科、精神科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、人工透析）
- ③延べ面積 約25,400m<sup>2</sup>
- ④全体工程

|         |            |
|---------|------------|
| 令和7～9年度 | 基本設計・実施設計  |
| 令和7～8年度 | 県立大野病院解体工事 |
| 実施設計終了～ | 建築工事       |

### (5) 整備条件等

- ①敷地面積 約26,000m<sup>2</sup>
- ②都市計画
  - ・都市計画区域内
  - ・用途地域の指定なし
- ③その他
  - ・県立大野病院は令和7年度から解体工事に着手する予定。

### (6) 関連資料

建設予定地エリア及び整備計画概要等の詳細は、以下の資料を参照してください。本資料は、事務局ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/futabachukakupuopo.html>

- ・別図① 案内図（建設予定地）
- ・別図② 配置図（建設予定地）
- ・別図③ 現地踏査図（平面図）
- ・別図④ 現地踏査図（写真）
- ・別図⑤ 大野病院解体範囲図（建設予定地）
- ・資料1－1 双葉地域における中核的病院整備基本計画【概要版】
- ・資料1－2 双葉地域における中核的病院整備基本計画
- ・資料2－1 技術提案に関する補足資料
- ・資料2－2 中核的病院整備所要室一覧表
- ・資料3－1 大野病院地質調査報告書等（平成11年3月）

- ・資料 3－2 大野病院調整池平面図
- ・資料 3－3 大野病院測量平面図
- ・参考資料 大野病院駐車場配置図

## 6 建設予定地見学会

(1) 開催日時 令和 7 年 5 月 21 日 (水) 13 時 30 分～ (30 分～ 1 時間程度)

※ 受付：13 時 30 分～ 見学開始：13 時 45 分～

(2) 場所 福島県立大野病院敷地 (福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野 98 番 1)

(3) 内容 建設予定地の見学

(4) 留意点等

- ・見学範囲は、建設予定地及びその周辺を予定しています。それ以外の施設等 (現在の大野病院など) は見学できません。
- ・お車でお越しの方は、大野病院駐車場 (参考資料のとおり) に駐車してください。
- ・カメラ等による撮影は、人物が写らなければ許可します。
- ・募集要領の内容や提出書類の作成等に係る質問は、11 記載の質問書により、メールで提出願います (本見学会では回答できません)。
- ・当日、体調不良、発熱、その他健康上の懸念がある場合は、参加は御遠慮ください。

(5) 参加申し込み

- ・現地見学会への参加を希望される場合は、以下により事前に申込みください。  
様式：任意 (表題は「【会社名】中核的病院建設予定地現地見学会参加申込み」と明記)

記載事項：①社名、②住所、③参加者氏名、④連絡先 (電話・メール)

申込期限：令和 7 年 5 月 15 日 (木) 正午まで

申込方法：メール (事務局宛て byouinkeiei@pref.fukushima.lg.jp)

(6) その他

- ・各社 3 名までの参加とします。
- ・プロポーザル提案の有無にかかわらず、参加は可能です。
- ・本見学会以外でも、現地見学のために建設予定地に立ち入ることは可としますが、付近では大熊町による復興関係の工事が実施されているため、安全に注意するとともに、工事関係者の迷惑がかからないよう配慮してください。

## 7 プロポーザルの提案課題

本プロポーザルへの参加者は、以下の課題について提案してください。

(1) 質の高い医療を効率的に提供する施設に関する提案

- ① 地域に密着し、連携の核となる病院として、質の高い医療を効率的に提供できる機能的な施設配置や平面計画の考え方、新病院が目指すスマートホスピタル化を実現するための施設計画上の工夫などに関する提案
- ② 多様な病院機能を考慮した建築計画に関する提案

**(2) 誰もが快適で安全・安心かつ使いやすく、災害や感染症に強い施設に関する提案**

- ① 「患者や家族」、「働くスタッフ」、「臨床研修医や実習生等」など全ての利用者にとって、快適かつ安全・安心で使いやすい施設配置や平面計画の考え方に関する提案
- ② 自然災害の際も医療機能を継続し、さらには原子力災害医療や新興・再興感染症への対応も考慮した施設・設備整備の考え方に関する提案

**(3) 全体工程（設計から完成まで）の短縮と意見集約・合意形成手法に関する提案**

- ① 原子力災害から復興が進む双葉地域において、医療提供体制の再構築が急務であることを踏まえ、1日でも早く開院するための施設配置計画や部門配置計画、構造計画における工夫や近年の市場動向を踏まえた本事業のプロジェクトの進め方（整備手法等も含む）に関する提案
- ② 整備のベースとなる既存病院がなく、公立大学法人福島県立医科大学の附属病院として新たに整備するため、設計内容について、同大学の多職種のスタッフの意見集約と大学内での合意形成を図る必要があることから、それらを円滑に進めるための手法などに関する具体的な提案

**(4) 段階的な拡充に柔軟に対応できる施設整備の在り方に関する提案**

- ① 100床前後の規模で開院し、復興の進展、人口増加などの変化を踏まえながら、診療体制等を250床まで段階的に拡充することとしていることから、段階的な拡充に柔軟に対応するための施設配置、平面計画、構造・設備計画、空床の病室等における維持管理性等に関する提案

**(5) その他の提案**

上記の他、本施設の整備において、特に重要と考える課題に関する参加者独自の提案

## **8 スケジュール**

**(1) 募集要領等の配布期間**

令和7年5月9日（金）から令和7年7月9日（水）正午まで

(2) 建設予定地見学会参加申込み期間

令和7年5月9日(金)から令和7年5月15日(木)正午まで

(3) 建設予定地見学会

令和7年5月21日(水)13時30分～(30分～1時間程度)

(4) 質問書の受付期間

令和7年5月9日(金)から令和7年5月30日(金)17時まで

(5) 質問書に対する回答

令和7年6月9日(月)

(6) 参加表明書の提出期間

令和7年5月9日(金)から令和7年6月16日(月)正午まで

(7) 技術提案書及び取組体制説明書の提出期間

令和7年5月9日(金)から令和7年7月9日(水)正午まで

(8) 第一次審査

令和7年7月下旬頃

(9) 第一次審査結果発表及び通知

令和7年8月上旬頃

(10) 第二次審査及びヒアリング

令和7年9月下旬頃

(11) 第二次審査結果発表及び通知

令和7年10月上旬頃

## 9 参加資格等

(1) 資格要件

参加者の要件は、評価基準日(令和7年7月9日)において、次の①に掲げる条件を全て満たしている1者又は②に掲げる条件を全て満たしている設計共同体とする。

① 1者単独(設計共同体でないもの)

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

イ 建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 評価基準日(令和7年7月9日)に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達)に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に該当しない者であること。

カ 許可病床180床以上かつ免震構造の病院の設計業務の実績を有する者であること。

※1 設計業務とは、過去15年間の国内における基本設計及び実施設計業務の実績（公共・民間を問わない）で、新築、増築又は改築とし、改修は含まない。

※2 増築又は改築の場合の実績については、当該増改築部分に限る。

※3 設計共同体の構成員（代表者に限る。）として受注した実績を含む。

キ 管理技術者は1名とし、意匠・構造・積算・電気設備・機械設備・外構（土木）の担当主任技術者との兼務は認めない。また、各担当主任技術者はそれぞれ1名選任することとし、兼任することはできないものとする。

ク 管理技術者及び各担当主任技術者の資格要件は、以下のとおりとする。

なお、構造・積算・電気設備・機械設備・外構（土木）の担当主任技術者については、再委託も可能とする。

- ・管理技術者 : 一級建築士
- ・意匠担当主任技術者 : 一級建築士
- ・構造担当主任技術者 : 一級建築士
- ・積算担当主任技術者 : 建築積算士
- ・電気設備担当主任技術者 : 一級建築士又は建築設備士
- ・機械設備担当主任技術者 : 一級建築士又は建築設備士
- ・外構（土木）担当主任技術者 : 資格要件はありません

## ② 設計共同体（設計JV）

ア 2者又は3者で構成する設計共同体であること。

イ 構成員において決定された代表者（以下「代表構成員」という。）は、①ーア～カの全ての要件を満たす者であること。

ウ 管理技術者は、代表構成員から配置すること。

エ 構成員は、①ーア～オまでに掲げる条件を全て満たす者であること。

オ 設計共同体として、①ーキ及び①ークの要件を満たす者であること。

カ 設計共同体協定書（以下「JV協定書」という。）を締結している者であること。

キ JV協定書においては、構成員等に係る次の事項を明確にすること。

- ・代表構成員に関すること
- ・構成員が分担する業務の内容に関すること
- ・業務が適切に分担されていること  
（一つの分担業務を複数の構成員が共同で実施しないこと）

ク 構成員は、本プロポーザルにおいて、①の参加者又は他の設計共同体の構成員となっていないこと。

## （２）技術提案書の提出

本プロポーザルの参加者が提出できる技術提案は、１者又は１設計共同体１提案とします。

## （３）業務の再委託

- ・専門分野（管理技術者及び意匠担当主任技術者を除く。）の業務は、建築士法に基づき、設計業務の一部を他の設計事務所に再委託することができます。
- ・再委託事務所の所在地については、制限を設けません。
- ・この再委託事務所は、（１）－①－ア～オの資格要件を満たす必要がありますが、本プロポーザルの参加者にはなれないこととします。
- ・建築士法に基づかない設計業務（積算・土木設計業務等）を再委託する場合は、建築士事務所の登録を求めません。
- ・本プロポーザルの公告日から第二次審査結果発表（通知）までの間に、再委託事務所が14－⑦または14－⑨に抵触した場合は、参加者から提出のあった提案書を無効とします。
- ・建築士法に基づく設計業務を補助する業務の委託は、本項再委託の対象外となるため、当該業務の受託予定者（以下「協力者」という。）は、提出書類（様式３－２）に記載しないでください。
- ・協力者についても、（１）－①－ア（ただし、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所のいずれも可）～オの資格要件を満たす必要があります。

## １０ 募集要領等

### （１）事務局ホームページからの取得

本プロポーザルの募集要領及び関係様式等の電子データは、事務局ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/futabachukakupuopo.html>

### （２）プロポーザルに使用する様式

本プロポーザルにおいて使用する様式は、次のとおりです。詳細は「別紙 提出書類作成説明書」を参照してください。

- ① 参加表明書（様式１）
- ② 主要業務実績（様式２）
- ③ 管理技術者・主任技術者（様式３－１－１、様式３－１－２）
- ④ 再委託事務所（様式３－２）
- ⑤ 技術提案提出書（様式４）
- ⑥ 技術提案書（様式５）
- ⑦ 質問書（様式６）

- ⑧ 取組体制説明書（様式 7）
- ⑨ 業務報告書（様式 8）
- ⑩ 設計共同体協定書（例）（参考）

## 1 1 質問書

### （1）質問書の提出

- ① 提出様式  
質問書（様式 6）

- ② 提出方法

メールにより事務局 (byouinkeiei@pref.fukushima.lg.jp) までWord形式に  
て提出してください。メールの送信件名は、「**【質問書】中核的病院整備基  
本・実施設計業務委託**」とし、必ず電話（024-521-7228）で送受信の確認を行  
ってください。

- ③ 提出期間

令和 7 年 5 月 9 日（金）から令和 7 年 5 月 30 日（金）17時まで

### （2）質問に対する回答

- ① 回答日

令和 7 年 6 月 9 日（月）

- ② 回答方法

事務局ホームページに回答書を掲載します。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/futabachukakupuopo.html>

## 1 2 参加表明書

### （1）提出様式

- ① 参加表明書（様式 1）
- ② 主要業務実績（様式 2）
- ③ 管理技術者・主任技術者（様式 3－1－1、様式 3－1－2）
- ④ 再委託事務所（様式 3－2）
- ⑤ 一級建築士事務所登録通知書の写し又は登録証明書
- ⑥ 注意事項

・設計共同体の場合は、①～⑤のほか、JV協定書の写しを提出してください。

・JV協定書（例）の第 8 条第 2 項で記載している「設計共同体の分担業務額に関する協定書（写し）」は、契約締結後 7 日以内に提出となります。

・詳細は、「別紙 提出書類作成説明書」を参照してください。



## (2) 提出方法

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、配達日指定郵便で下記へ郵送してください。

〒960-8043

福島市中町8番2号 自治会館4階

福島県病院局病院経営課 中核的病院整備基本・実施設計業務委託

公募型プロポーザル担当者 宛て

## (3) 提出期間

令和7年5月9日（金）から令和7年6月16日（月）正午まで

## (4) その他

資格審査において、提出様式の記載内容に疑義が生じたときには、事務局より電話かメールで問い合わせる場合があります。

# 1.3 技術提案書

## (1) 提出様式

- ① 技術提案提出書（様式4） 1部
- ② 技術提案書（様式5） 10部及びデータ提出
- ③ 取組体制説明書（様式7） 10部及びデータ提出
- ④ 注意事項

- ・技術提案書（様式5）はA3版3枚（片面使用）に横書きで記載してください。

- ・データ提出の様式については、技術提案書（様式5）はPDF形式、取組体制説明書（様式7）はWord形式によりCD-Rへ格納したものを提出してください。

- ・二次審査のヒアリングを要請された参加者（以下「ヒアリング要請者」という）は、「業務報告書（様式8）」を指定日までに事務局に提出してください。

- ・ヒアリング用の新たな資料の配布及び提案等は認めません。

- ・詳細は「別紙 提出書類作成説明書」を参照してください。

## (2) 提出方法

一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により、配達日指定郵便で下記へ郵送してください。

〒960-8043

福島市中町8番2号 自治会館4階

福島県病院局病院経営課 中核的病院整備基本・実施設計業務委託

公募型プロポーザル担当者 宛て

## (3) 提出期間

令和 7 年 5 月 9 日（金）から令和 7 年 7 月 9 日（水）正午まで

#### 1 4 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された技術提案書を無効とします。なお、提出期限の遅れによる無効で、一般書留又は簡易書留による配達記録がない場合の異議は、一切受け付けません。

- ① 提出者が本要領 9 に定める資格要件を満たしていない場合。
- ② 同一参加者が 2 つ以上の技術提案書を提出した場合。
- ③ 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限が、本要領に適合しない場合。  
（参加資格及び技術提案書の確認書類が添付されていない場合を含む。）
- ④ 技術提案書の作成様式及び作成説明書に示された条件に適合しない場合。
- ⑤ 虚偽の内容が記載されている場合。
- ⑥ 技術提案書の提出から契約までの間に、（様式 3－1－1）及び（様式 3－1－2）に記載した管理技術者、主任技術者が本業務に携わることが困難となった場合。（病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除く。）
- ⑦ 審査委員又は本プロポーザルに関わる職員に技術提案書に対する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合。
- ⑧ 第二次審査当日のヒアリングに出席しなかった場合。
- ⑨ 取組体制説明書（様式 7）に記載された者の中で、審査委員が関係する建築士事務所に所属する者がいる場合。

#### 1 5 選定方針

本プロポーザルの審査は、技術提案書及び取組体制説明書を基に第一次及び第二次審査の二段階方式で行います。

##### （１）第一次審査

応募者の中からヒアリング要請者を複数者選定します。

##### （２）第二次審査

ヒアリング要請者からヒアリングを行い、最優秀及び次点各 1 者を選定します。

#### 1 6 ヒアリング

第二次審査で行うヒアリング要請者からのヒアリングは、以下のとおりです。

##### （１）実施日等

- ① 日時 令和 7 年 9 月下旬頃
- ② 場所 福島県福島市内を予定（ヒアリング要請にあわせて通知します。）

##### （２）実施方法

- ① ヒアリングは公開で実施します（ヒアリング後の審査は非公開）。
- ② 管理技術者は必ず出席してください。
- ③ ヒアリング要請者側の出席者は、管理技術者を含め4名以内とします。
- ④ ヒアリング要請者及びその関係者が、他のヒアリングを傍聴することは認めません。
- ⑤ ヒアリング要請者には、技術提案書（様式5）の趣旨等の説明及び審査委員からの質疑への回答を求めます。
- ⑥ 技術提案書（様式5）の内容を拡大した投射（パワーポイント等）は可能とします。（その他説明資料の追加はできません。）
- ⑦ ヒアリング要請者には、ヒアリング参加報酬として1者当たり20万円を支払います。（ヒアリングに出席しなかった場合を除く）
- ⑧ その他詳細な事項は、ヒアリング要請時にお知らせします。
- ⑨ 上記の実施方法を変更するときは、全てのヒアリング要請者の同意を得た上で改めることとします。

## 17 審査委員会

本プロポーザルにおいては、次の委員で構成する「双葉地域における中核的病院整備基本・実施設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会」を設置し、厳正かつ公平な審査を行います。

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 笥 淳夫   | 工学院大学建築学部建築デザイン学科教授      |
| 石井 敏   | 東北工業大学建築学部建築学科教授         |
| 浦部 智義  | 日本大学工学部建築学科教授            |
| 竹之下 誠一 | 公立大学法人福島県立医科大学理事長        |
| 河野 浩二  | 公立大学法人福島県立医科大学理事（地域医療担当） |
| 谷川 攻一  | 福島県ふたば医療センター長            |
| 加藤 敏史  | 福島県土木部営繕課長               |
| 熊田 昌由  | 福島県病院局次長                 |

## 18 審査結果

審査結果は、第二次審査により最優秀及び次点各1者が決定した後、ヒアリング要請者に通知します。

なお、契約後に審査結果及び審査講評について、事務局ホームページにて公表します。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/futabachukakupuopo.html>

## 19 技術提案書の取扱い

参加者から提出された技術提案書は、次の各号のとおり取り扱います。

- ① 提出された技術提案書は返却いたしません。
- ② 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、参加者の負担とします。
- ③ 技術提案書に虚偽の記載をして無効とされた場合は、その者に対して入札参加制限措置を行うことがあります。
- ④ 提出された技術提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提案者に帰属するものとします。
- ⑤ 技術提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き当該第三者の承諾を得ておくものとします。  
(本件に関する責は、全て使用する参加者に帰すものとします。)
- ⑥ 技術提案書は、全て事務局ホームページにおいて公表します。  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/25010a/futabachukakupuopo.html>  
なお、ヒアリング要請者以外の技術提案書は、参加者の名前を伏して公表します。
- ⑦ 主催者が、ヒアリング要請者の提案に関する説明、展示その他必要と認めるときは、当該技術提案書が無償で利用できるものとします。

## 20 設計業務の契約

### (1) 契約の方法

福島県は、最優秀に選定された者を本業務受託候補者とし、福島県病院局財務規程に基づく契約交渉を行います。

ただし、本要領9-(1)-①ア～カの条件を満たさない場合は、当該候補者とは契約を締結せず、次点の者を本業務受託候補者とします。

### (2) 業務内容

本施設の新築及び外構整備等に係る基本・実施設計

### (3) 設計期間（履行期限）

契約締結の日から25ヶ月程度（計画通知の審査期間は含まない）を想定

### (4) その他

- ① 基本・実施設計業務においては、本業務受託候補者との協議により、BIMを活用した設計を行う予定です。なお、BIMを活用した設計に係る費用は、30,000千円以内を想定しています。
- ② 多目的医療用ヘリその他、ドクターヘリ等の離着陸が円滑に行えるよう、建物の屋上階に場外離着陸場（屋上ヘリポート）を設置することを計画しており、基本・実施設計業務において、ヘリポートに係る計画・協議等に関する業務（航空コンサルタント業務）に係る費用を想定しています。

- ③ 工事監理業務を委託する場合は、本業務の受託者と随意契約を行う予定です。

なお、その場合も本要領 9 - (1) - ①ア～カの条件を満たす必要があります。

## 2 1 工事の入札参加資格制限

本件業務を受注した者（再委託事務所含む）が、製造業又は建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業又は建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。

## 2 2 その他

本プロポーザルへの参加に際しては、上記のほか、以下の事項に留意してください。

- ① 参加者側の理由で技術提案書の内容が履行できなくなった場合は、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金、委託業務等成績評定の減点等の措置を行う場合があります。
- ② 技術提案書の内容は発注者側の判断により採否を決定するため、最優秀に選定された場合でも、当該提案内容が実際の設計業務で全て採用されるものではありません。
- ③ 設計委託料は、福島県が定める算定方式（令和 6 年国土交通省告示第 8 号に準拠）により算出した金額以内とします。
- ④ 設計業務の契約後は、（様式 3 - 1 - 1）及び（様式 3 - 1 - 2）に記載した管理技術者及び主任技術者を変更することはできません。（病気、事故、退職等やむを得ない事情の場合を除く。）  
※ 工事監理業務を契約した場合も、設計共同体の構成員及び（様式 3 - 1 - 1）及び（様式 3 - 1 - 2）に記載した管理技術者、意匠担当主任技術者の変更は原則できません。
- ⑤ 書類の作成において使用する言語、通貨、時刻及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に規定された単位とします。

## 2 3 問合せ先（事務局）

本プロポーザルに関する問い合わせ先は、以下のとおりです。

なお、事務局以外が質問に対する回答や資料提供を行うことはありません。

- ① 事務局：福島県病院局病院経営課

- ② 所在地：〒960-8043 福島市中町8番2号（自治会館4階）
- ③ 電 話：024-521-7228（直通）
- ④ メール：byouinkeiei@pref.fukushima.lg.jp